

西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バスの利便性及び快適性の向上を図ることを目的として、バス利用促進対策事業を行う路線バス事業者に対し、国、兵庫県と協調して予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助事業)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、西宮市の区域内のバス路線を対象に、ノンステップバス導入事業及びバスロケーションシステム支援事業とする。

2 ノンステップバス導入事業の目的、補助対象者、補助対象経費その他の事項については、別表第1のとおりとする。

3 バスロケーションシステム支援事業の目的、補助対象者、補助対象経費その他の事項については、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に対し別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは、その理由を付して西宮市バス利用促進対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、前条の規定による通知があった日から20日以内に、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付申請取下届出書（様式第4号）により、当該申請を取下げることができる。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容等に変更が生じたときは、西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業変更承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、すみやかに市長に提出しその承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項による申請事項を承認すべきと認めたときは、補助金の額に変更を生じる場合は西宮市バス利用促進対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助金の額に変更を生じない場合は西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業変更承認通知書(様式第7号)により補助事業者はその旨を通知するものとする。

(補助事業の中止、廃止)

第7条 補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)をすみやかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項による申請事項を承認すべきと認めたときは、西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により、補助事業者はその旨を通知するものとする。

(事故報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業事故報告書(様式第10号)により、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業完了報告書(様式第11号)に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

(審査及び補助金額の確定通知)

第10条 市長は、前条の完了報告があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて調査を行うものとし、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、西宮市バス利用促進対策事業補助金確定通知書(様式第12号)により、補助事業者には通知するものとする。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置を補助事業者に対し命ずることができる。

3 前項の規定により命令を受けた補助事業者は、当該命令に従うとともに措置の結果を市長に報告しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条第1項の補助金確定通知を受けた補助事業者は、西宮市バス利用促進対策事業補助金請求書(様式第13号)により、市長に補助金の交付の請求をすることができる。

2 市長は、前項の請求があった場合は、すみやかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国庫補助金の交付を受けなかったとき
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金をこの要綱に定める目的以外の用途に使用したとき
- (4) 次条の報告の求め等に対し正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (5) 第5条の規定により申請の取り下げの届出をしたとき
- (6) 第7条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたとき
- (7) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき
- (8) その他この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(事業に係る報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業について随時報告を求め、指導し、又は調査することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第12条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、返還する補助金の額、返還期限その他必要な事項を記載した西宮市バス利用促進対策事業補助金返還命令書(様式第15号)により、すみやかに当該補助事業者に対し、その返還を命じなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めないことができる。

(遅延利息)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、当該補助金を返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項に該当する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係帳簿の保存)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、当該帳簿及び補助金の経理に関する証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助対象経費で取得した財産（以下「取得財産」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、取得財産の管理及び使用の状況を調査することができるものとする。

3 補助事業者は、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、売却、貸付若しくは担保に供し、又は改廃してはならない。

4 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合には、あらかじめ、その理由及び内容を記載した西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる取得財産処分申請書（様式第16号）により、市長に申請しなければならない。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年7月8日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成26年5月1日から適用する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものと

する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年6月30日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年8月26日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

ノンステップバス導入事業

補助事業の目的	<p>高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスの購入及び運行を促進し、路線バスを利用した移動の利便性及び安全性の確保を図ること。</p>
補助対象者	<p>道路運送法第4条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を営業者で、西宮市の区域内において路線バス事業を営むもの。</p>
補助対象経費	<p>補助対象者の補助事業の実施に要する経費のうち、兵庫県の県土整備部補助金交付要綱（以下、「県要綱」という。）における公共交通バリアフリー化促進事業で定めた車両本体購入費。</p>
補助率	<p>(1) 補助年度の前年度の乗合旅客輸送部門で経常損失を生じている場合 ・ ・ ・ ・ ・ 8分の1 (2) 上記以外 ・ ・ ・ ・ ・ 10分の1</p>
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額、補助対象経費から県要綱における公共交通バリアフリー化促進事業で定めたノンステップバス購入に係る通常車両価格を差し引いた額に4分の1を乗じた額及び70万円（車両1台当たり）のうち、最も低い額とする。ただし、補助金の額は予算の範囲内において決定する。</p> <p>なお、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p>

別表第2（第2条関係）

バスロケーションシステム支援事業

補助事業の目的	利用者が路線バスの現在位置情報や遅延情報を確認できることで路線バスを利用した移動の利便性向上を図ること。
補助対象者	道路運送法第4条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を営業者で、西宮市の区域内において路線バス事業を営むもの
補助対象経費	補助対象者の補助事業の実施に要する経費のうち、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱における交通サービス利便向上促進事業で定めた経費を関係市町毎の実車走行キロの比率によって按分して得た額
補助率	10分の1
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は予算の範囲内において決定する。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

様式第1号（第3条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金交付申請書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話（ ） —

_____年度にバス利用促進対策事業を実施しますので、補助金を交付されたく、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第3条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の内容
2. 補助対象経費（内訳）
3. 補助金交付申請額
4. 事業の着手（予定）期日及び完了予定期日
5. 添付書類
 - ① 事業計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 国（県）の補助申請書類の写し及び交付決定通知書
 - ④ 見積書、契約書等
 - ⑤ その他

様式第 2 号（第 4 条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金交付決定通知書

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付で交付申請のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金については、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することと決定したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額

2. 交付条件

(1) 西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱に従うこと。

(2)

3. その他

様式第3号（第4条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金不交付決定通知書

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付で交付申請のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金については、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、交付しないことと決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1. 不交付の理由

2. その他

様式第4号（第5条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

年 月 日付西交政指令第 号で交付決定のあった西宮市バス利用促進
対策事業補助金について、下記の事項に不服があるので、西宮市バス利用促進対策事業補
助金交付要綱第5条の規定により、交付申請を取り下げます。

記

1. 不服のある交付決定内容又は交付の決定に付された条件

2. その理由

様式第5号（第6条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業変更承認申請書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話（ ） ー

年 月 日付西交政指令第 号で交付決定のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業を下記のとおり変更したいので、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付決定額
2. 変更事項及びその内容
3. 変更する理由
4. 添付書類
 - (1) 補助金交付申請書（写し）に変更する部分を表示したもの
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 6 条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金変更交付決定通知書

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付で申請のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業の変更については下記のとおり承認したので、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 補助事業の内容等については、年 月 日付で変更承認申請のあったとおりとする。

2. 補助金変更交付決定額

3. その他

様式第7号（第6条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業変更承認通知書

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付で申請のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業の変更については下記のとおり承認したので、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助事業の内容等については、年 月 日付で変更承認申請のあったとおりとする。

2. その他

様式第 8 号（第 7 条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話（ ） ー

年 月 日付西交政指令第 号で交付決定のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

1. 補助金交付決定額
2. 中止（廃止）の内容
3. 中止（廃止）の理由

様式第9号（第7条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業中止（廃止）承認通知書

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付で申請のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業の中止（廃止）については、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、承認したので通知します。

様式第10号（第8条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業事故報告書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話（ ） —

年 月 日付西交政指令第 号で交付決定のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業について、下記のとおり事故が発生したので、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、報告します。

記

1. 事故の種類

2. 事故の主な原因

3. 事故に対する今後の見通しと方針

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業完了報告書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話（ ） ー

年 月 日付西交政指令第 号で交付決定のあった西宮市バス利用促進
対策事業補助金にかかる補助事業について、下記のとおり完了したので、西宮市バス利用
促進対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の内容
2. 補助事業収支精算（見込み）
3. 事業完了年月日
4. 添付書類
 - ① 事業費の領収書等
 - ② 完了写真
 - ③ その他市長が必要と認めるもの

様式第12号（第10条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金確定通知書

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付で完了報告のあった西宮市バス利用促進対策事業補助金については、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

1. 補助金確定金額

様式第 1 3 号 (第 1 1 条関係)

西宮市バス利用促進対策事業補助金請求書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

年 月 日付西交政指令第 号で補助金額の確定通知を受けた西宮市バス利用促進対策事業補助金について、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額

様式第14号（第12条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金交付決定取消通知書

西交政命令第 号
年 月 日

様

西宮市長

年 月 日付西交政指令第 号により交付決定した西宮市バス利用促進対策事業補助金については、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり取り消しすることに決定したので通知します。

記

1. 補助金額 円を取り消す。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。

補助対象経費
補助金の額

3. 取り消しの理由
4. その他

様式第15号（第14条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金返還命令書

西交政命令第 号
年 月 日

様

西宮市長

西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1. 補助金確定の指令年月日及び番号
2. 確定金額
3. 交付済額
4. 返還すべき金額
5. 返還を命ずる理由
6. 返還期限
7. 返還方法
8. その他

様式第16号（第17条関係）

西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる取得財産処分申請書

年 月 日

西宮市長殿

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話（ ） ー

年 月 日付で完了の報告をした西宮市バス利用促進対策事業補助金にかかる補助事業で取得した財産について、下記のとおり処分したいので、西宮市バス利用促進対策事業補助金交付要綱第17条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 処分の種類
目的外使用・譲渡・交換・売払・貸付・担保提供・改廃
2. 処分する器材名及び台数
3. 処分の理由
4. 処分の相手方
住所
氏名
5. 処分する財産の取得価格及び時価
6. 添付書類